

IP通信網サービス契約約款（共通編）【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

IP通信網サービス契約約款 共通編

IP通信網サービス契約約款（OCN） 共通編

目次（略）

目次（略）

第1章

第1章

（約款の適用）

（約款の適用）

第1条 [エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社](#)（以下「当社」といいます。）は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この [IP通信網サービス契約約款](#)（以下「約款」といいます。）を定め、これによりIP通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

第1条 [株式会社NTTドコモ](#)（以下「当社」といいます。）は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この [IP通信網サービス契約約款（OCN）](#)（以下「約款」といいます。）を定め、これによりIP通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、IP通信網サービスに附帯するサービス（当社がこの約款によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

（注）本条のほか、当社は、[IP通信網サービス契約約款（OCN）](#)に附帯するサービス（当社がこの約款によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

第2条～第3条（略）

第2条～第3条（略）

（用語の定義）

（用語の定義）

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～43	(略)

用語	用語の意味
1～43	(略)

～2023年6月30日		2023年7月1日～	
44 特定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「 NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務 」に関する 取扱い規約 に従い更に譲渡する事業者	44 特定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「 NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務 」に関する 取扱い規約 に従い更に譲渡する事業者
第2章～第9章 (略)		第2章～第9章 (略)	
第10章 第1節～第4節 (略) 第5節		第10章 第1節～第4節 (略) 第5節	
(債権の譲受) 第38条 株式会社NTTドコモとサービス利用契約を締結しているIP通信網契約者は、当該事業者の契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を当社が譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び当該事業者は、IP通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。		第38条 削除	
2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するIP通信網サービスの料金等に係るものとみなして取り扱います。			
(債権の譲渡) 第39条 IP通信網契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなったIP通信網サービスの料金その他の債務(第38条(債権の譲受)の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。)に係る債権(第40条の規定により当社が契約事業者に譲渡する債権を除きます。)を、当社が請求事業者に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、IP通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略し、IP通信網契約者は、請求事業者の定める「 NTTレゾナントご利用料金等の請		(債権の譲渡) 第39条 IP通信網契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなったIP通信網サービスの料金その他の債務に係る債権(別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限りま))に定める第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ8のコース2に係るものに限りま))のうち、 当社のIP通信サービス契約約款に基づき請求するもの を除きます。)を、当社が請求事業者に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、IP通信網契約者への個別の通知	

～2023年6月30日	2023年7月1日～
<p>求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。</p>	<p>又は譲渡承認の請求を省略し、I P 通信網契約者は、請求事業者の定める「NTTドコモのO C Nご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。</p>
<p>2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者からI P 通信網契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものととして取扱うものとし、I P 通信網契約者は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。</p>	<p>2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTドコモのO C Nご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者からI P 通信網契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものととして取扱うものとし、I P 通信網契約者は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。</p>
<p>第40条 I P 通信網契約者（第2種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ8のコース2に係る者に限ります。）は、別冊料金表第1表（料金）の1-2-2（定額利用料）の（6）欄に規定する定額利用料の料金に係る債権を当社が別に定める契約事業者（以下、本条において「契約事業者」といいます。）に対し譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び契約事業者は、I P 通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p>	<p>第40条 削除</p>
<p>2 当社は、第2種契約者の氏名及び住所が契約事業者のI P 通信網契約者の氏名及び住所と異なる場合であっても前項に規定する料金その他の債務に係る債権を契約事業者に譲渡します。</p>	
<p>（注）本条に規定する当社が別に定める事業者は、株式会社NTTドコモとします。</p>	
<p>第11章～第12章 （略）</p>	<p>第11章～第12章 （略）</p>
<p>第13章</p>	<p>第13章</p>
<p>第46条～第54条 （略）</p>	<p>第46条～第54条 （略）</p>

～2023年6月30日	2023年7月1日～	
<p>(個人情報の取り扱い)</p> <p>第55条 当社は、IP通信網サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記14及び当社のプライバシーポリシー (https://www.nttr.co.jp/privacy_policy/) に定めるところによります。</p>	<p>(個人情報の取り扱い)</p> <p>第55条 当社は、IP通信網サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記14及び当社のプライバシーポリシー (https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/) に定めるところによります。</p>	
第56条～第59条 (略)	第56条～第59条 (略)	
第14章 (略)	第14章 (略)	
別記 (略)	別記 (略)	
	<p>附則 (令和5年6月15日 レパN第009600000741-01号)</p>	
	<p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。</p>	
	<p>(吸収合併に伴う取り扱いについて)</p> <p>2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社 (以下「レゾナント」といいます。) が次の表の左欄の約款 (以下「旧約款」といいます。) の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の約款 (以下「新約款」といいます。) の契約の規定によるものとします。</p>	
	<p>旧約款</p>	<p>新約款</p>
	<p>IP通信網サービス契約約款</p> <p>第2種契約</p> <p>第1種ドットフォン契約</p> <p>第3種ドットフォン契約</p> <p>OCNひかり電話契約</p>	<p>IP通信網サービス契約約款 (OCN)</p> <p>第2種契約</p> <p>第1種ドットフォン契約</p> <p>第3種ドットフォン契約</p> <p>OCNひかり電話契約</p>

～2023年6月30日	2023年7月1日～
	<p><u>3 旧約款によりレゾナントが締結した契約に係る次に掲げる事項（附則別表に係るものを含みます。）については、当社に承継されたこの附則2の表の右欄の約款に基づく契約において、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>(1)品目及び通信又は保守の態様による細目等</u></p> <p><u>(2)期間（最低利用期間を含みます。）に係る起算日</u></p> <p><u>(3)付加機能</u></p> <p><u>(4)附帯サービス</u></p> <p><u>(5)その他旧約款に基づくサービス提供条件</u></p>
	<p><u>4 旧約款の規定によりレゾナントに預け入れ、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された前受金については、この改正規定実施の日において、当社が新約款に基づいて取り扱います。</u></p>
	<p><u>5 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、新約款の規定に基づいて行ったものとみなします。</u></p>